

地域密着型特別養護老人ホームさくら福寿苑 運営規程

第1章 総 則

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人千手会が開設する地域密着型特別養護老人ホームさくら福寿苑が行う介護保険事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の管理や従業者が要介護状態にある高齢者に対し、適正なサービスを提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 管理者や従業者は、利用者が可能な限り、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう入浴・排泄・食事等の介護その他の日常生活の支援及び機能訓練を行うことにより、利用者の心身の機能の維持及び家族の身体的並びに精神的負担の軽減を図れるよう支援する。

2. 利用者の家族との連携を図るよう努めるとともに事業の実施に当たっては地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域交流に努める。

第2章 事業所の名所・所在地・職員の配置等

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 1.名称 地域密着型特別養護老人ホーム さくら福寿苑
- 2.所在地 千葉県佐倉市青苔木ノ宮 1053 番地

(職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は、次のとおりとする。

1. 管理者(施設長) 1名

管理者は、事業所の従業者の管理、業務の実施状況の把握、その他の管理を一元的に行う。

2. 医師(嘱託) 1名

利用者に対して、健康管理及び療養上の指導を行う。

3. 介護支援専門員 1名

利用者の生活の質向上できるよう施設サービス計画を作成する。

4. 生活相談員 1名

利用者の生活相談、処遇の企画や実施等を行う。

5. 介護職員(常勤換算) 6名以上

利用者の日常生活全般にわたる介護業務を行う。

6. 看護職員 1名以上

利用者の保健衛生並びに看護業務を行う。

7. 管理栄養士 1名

食事の献立作成、栄養計画、利用者に対する栄養指導を行う。

8. 機能訓練指導員 1名以上

日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又は減退を防止するための訓練を行う。

第3章 定員数

(入所定員)

第5条 当該事業所の利用定員は20名とする。

・ユニット型個室 20室

・ユニット数 2 (ユニット① 10人 ユニット② 10人)

第4章 提供するサービス・料金等

(業務内容)

第6条 介護に当たっては、利用者の自立の支援と日常生活の充実に資するよう適切な技術をもって行う。

2. 一週間に2回以上適切な方法により、利用者に入浴していただくか清拭を行っていく。
3. 心身の状況に応じて適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行う
4. 離床、着替え、整容等の介護を適切に行う。
5. 常時一人以上の介護職員を介護に従事させる。
6. 利用者の負担により、当該施設の従業者以外のものによる介護を受けさせない

(食事の提供)

第7条 食事の提供は、栄養、入所者の身体状況、嗜好を考慮したものとし、適切な時間に行う。

2. 利用者の自立支援に考慮し可能な限り離床して食堂で行うように努める。

(機能訓練)

第8条 利用者の心身の状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を回復し、またその減退を防止するための訓練を行う。

(その他のサービスの提供)

第9条 教養娯楽設備等を備えるほか、適宜利用者のためのレクリエーション・行事等を行う。

2. 常に利用者の家族との連携を図るように努める。

(利用料その他の費用の額)

第10条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときは、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2. 全額自己負担となるもの

- (1)食費(おやつ代を含む) 1日あたり 1500円
(2)居住費(ユニット型) 1日あたり 2350円

※但し、所得段階に応じ第1～3段階に相当する方が介護保険負担限度額認定証を提示した場合は負担額を減額する。

(3)その他利用者に負担していただくことが適當と認められる費用

3. 法定代理受領サービスに該当しないサービスを提供した場合に、利用者から受ける利用料の額と、厚生労働大臣が定める基準により算定した費用との間に不合理が生じないようにする。

4. 前項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ利用者又は家族に対し、当該サービス内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得る。

第5章 サービス利用に当たっての留意事項

(サービス利用に当たっての留意事項)

第11条 利用者がサービス提供を受けるに当たり、事故防止のため機能訓練室及び機能訓練器具等を利用する場合は、職員の指導あるいは指示のもとに行うものとする。

2. 食事、入浴についても同様とする。

第6章 緊急時・非常災害時の対策等

(緊急時における対応方法)

第12条 利用者の病状の急変、その他緊急事態が生じた場合は、「緊急時マニュアル」に従い速やかに主治医又は協力医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じる。

(非常災害時対策)

第13条 非常災害に備えて必要な設備を設け、防災、避難に関しては「消防計画」によるものとする。

2. 定期的に避難、救出その他必要な訓練を行う。

第7章 その他運営についての重要事項

(勤務体制等の掲示)

第14条 事業所の見やすい場所に運営規程の概要、従業員の勤務体制等を掲示する。

(従業員の資質向上)

第15条 事業者は、従業員の資質向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。

(苦情処理)

第16条 事業の提供に係わる利用者からの苦情には迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講じるものとする。

(個人情報の保護)

第17条 事業者は、利用者およびその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2. 事業所が得た利用者およびその家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者およびその家族の了解を得るものとする。また、退職後においてもこれらの秘密を保守すべき旨を義務化する。

(身体拘束の禁止)

第18条 事業所は、サービスの提供にあたり、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行いません。但し、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するために

緊急やむを得ない場合はこの限りではありません。身体拘束を行った場合には、その日時、身体拘束の方法、利用者の心身の状況、緊急やむを得ないと判断した理由等必要事項を書面に記録します。

2. 前項但し書きの場合には、身体拘束に関する説明書を作成して、利用者や家族に對し説明を行い、文書でその同意を得ます。

(入所に関する指針について)

第 19 条 平成 27 年 4 月 1 日以降、介護老人福祉施設への入所は原則要介護 3 以上の者に限定されます。(居宅において日常生活を営むことが困難なことについてやむを得ない事由があることによる要介護 1 又は 2 の者の特例的な施設への入所は認められる)

(虐待の防止のための措置)

第 20 条 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ります。

2. 虐待の防止のための指針を整備します。
3. 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施します。
4. 上記措置を適切に実施するための担当者を配置します。

(細則)

第 21 条 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人千手会と事業所の管理者との協議にもとづいて定めるものとする。

<附則>

この規程は平成 26 年 9 月 1 日から適用する

<附則>

この規定は平成 27 年 4 月 1 日から適用する

<附則>

この規定は平成 29 年 9 月 1 日から適用する

<附則>

この規定は令和 3 年 4 月 1 日から適用する